

## 【特例】後継者の要件

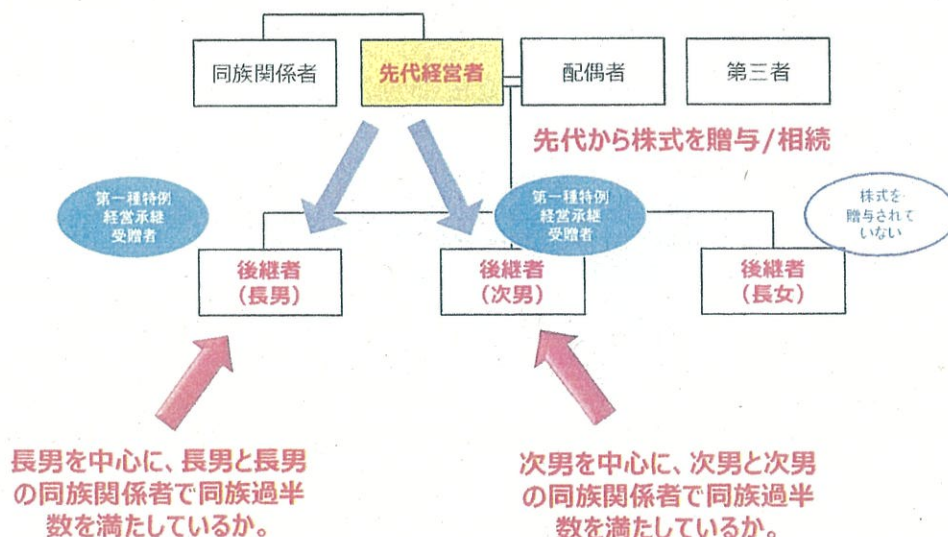
- 基本的には一般措置と同様。
  - 特例計画書に記載された後継者であることが要件。
- 相続開始時又は贈与時において、後継者と後継者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。
  - (後継者一人の場合) 同族関係者の中で筆頭株主であること。
  - (後継者複数の場合) 各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位2位以内(後継者二人の場合)又は3位以内(後継者三人の場合)であること。
  - 【贈与税】贈与時に20歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において3年以上役員であること。
  - 【相続税】相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること(先代経営者が60歳未満で死亡した場合を除く)。
  - 贈与・相続により取得した株式等を継続して保有していること。
  - その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと。
  - 特例承継計画に記載された後継者であること。

## 【特例】後継者の要件 (チェックポイント①)

- 相続開始時又は贈与時において、後継者と後継者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。

⇒後継者ごとに判断します。

同族過半数を満たしていない後継者がいた場合、その後継者に係る認定はできません。





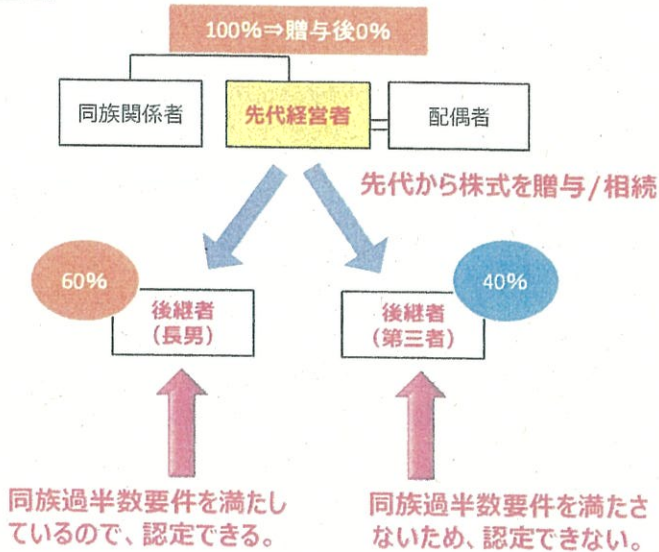
## 【特例】後継者の要件（適用できないケース）

- 相続開始時又は贈与時において、後継者と後継者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。

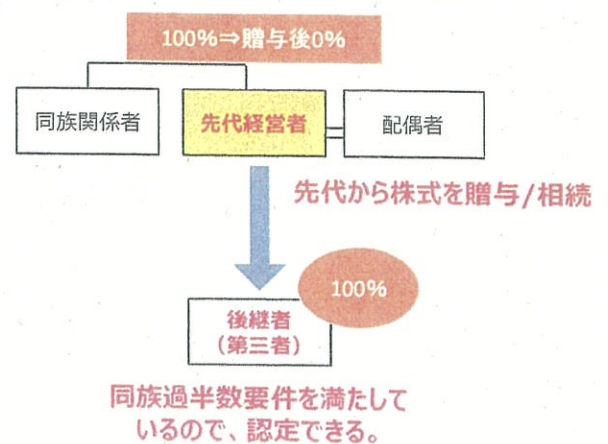
⇒後継者ごとに判断します。

同族過半数を満たしていない後継者がいた場合、その後継者に係る認定はできません。

例 1



例 2

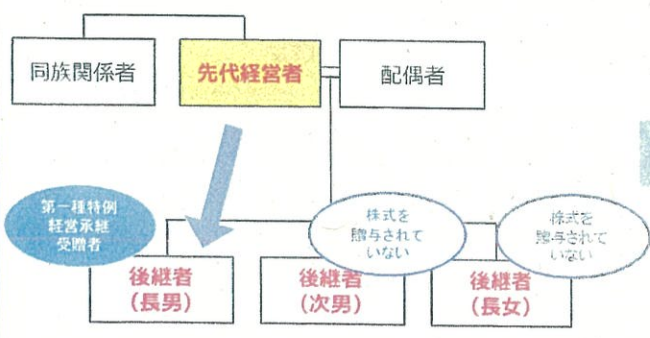


## 【特例】後継者の要件（チェックポイント②）

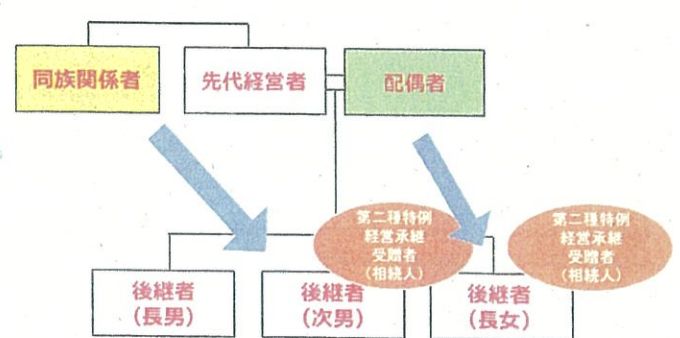
- （後継者一人の場合）同族関係者の中で筆頭株主であること。

⇒当該贈与又は相続の時点で判断します。特例計画書に3名記載されていたとしても、その贈与又は相続により「第一種特例経営承継受贈者（相続人）」「第二種特例経営得承継受贈者（相続人）」となる者の人数で判断します。

STEP 1



STEP 2



### ✓ STEP1におけるチェックポイント

特例計画書において、特例後継者として長男・次男・長女の名前が記載。

⇒先代経営者から株式を贈与されたのは、長男のみ（次男・長女には、今後配偶者や同族関係者から贈与・相続予定。）。

⇒STEP 1においては、「第一種特例経営承継受贈者」となるのは長男のみ。

⇒（後継者一人の場合）の要件を満たす必要あり。したがって、同族関係者の中で筆頭株主であること。

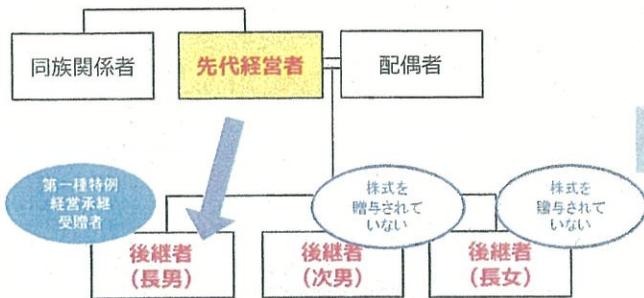


## 【特例】後継者の要件（チェックポイント③）

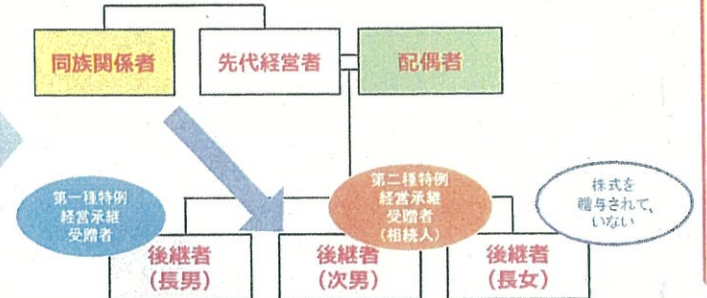
- （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位2位以内（後継者二人の場合）又は3位以内（後継者三人の場合）であること。

⇒その贈与又は相続により「第一種特例経営承継受贈者（相続人）」「第二種特例経営承継受贈者（相続人）」となっている者の人数で判断します。

**STEP 1** 先代からの移転が、必ず最初。  
⇒「第一種」認定



**STEP 2** 先代以後であれば、先代以外の株主からの贈与/相続も対象となる。⇒「第二種」認定



✓ **STEP 2におけるチェックポイント**

特例計画書において、特例後継者として長男・次男・長女の名前が記載。

⇒先代経営者から株式を贈与されたのは長男のみで、その後、次男が、同族関係者から贈与により取得（長女は、今後配偶者から贈与又は相続により取得する予定。）。

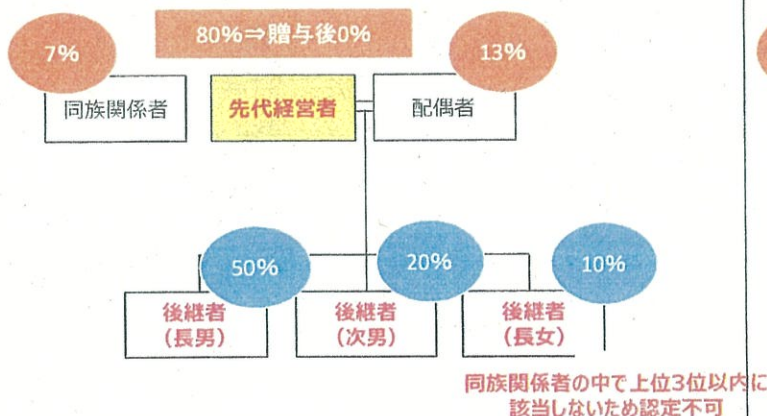
⇒「第一種特例経営承継受贈者」である長男と「第二種特例経営承継受贈者」となるのは次男。

⇒（後継者二人の場合）の要件を満たす必要あり。したがって、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位2位以内（後継者二人の場合）であること。

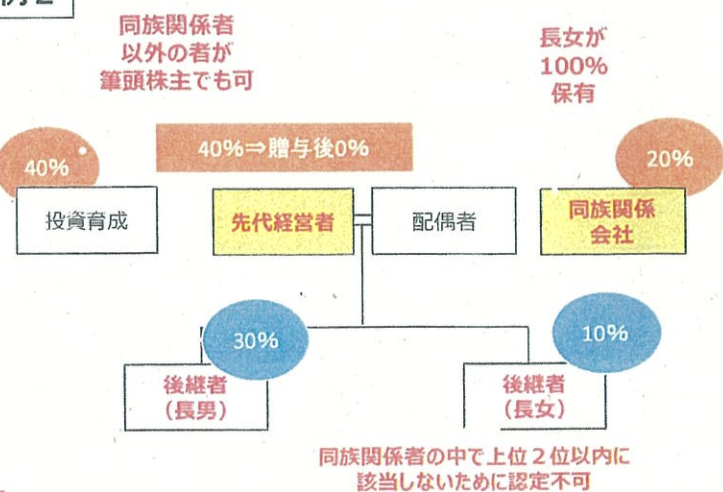
## 【特例】後継者の要件（適用できないケース）

- 同族関係会社が株主にいる場合には、注意してください。
- 後継者が「直接保有している」割合で判定しますので、「間接保有している」割合は考慮に入れません。

**例 1**



**例 2**



- ✓ 長女（10%）+長女の関係会社（20%）で合計30%を保有しているが、間接保有を含めないため、長女の直接保有分（10%）のみで判定する。



## 【特例】後継者の要件（チェックポイント④）

- その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと。

平成29年12月31日以前の  
贈与・相続による移転

特例による移転

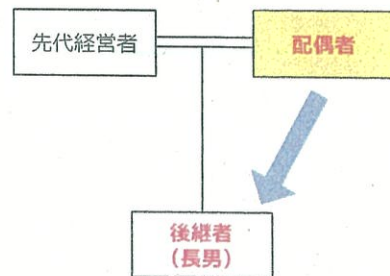
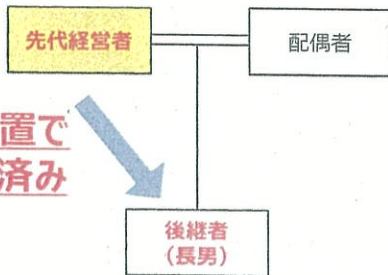
- ・議決権保有割合  
50%（贈与後0%）
- ・代表者経験あり

- ・議決権保有割合  
50%
- ・代表者経験あり

- ・議決権保有割合0%
- ・代表者経験あり

- ・議決権保有割合50%  
（贈与後0%）
- ・代表者経験あり

一般措置で  
の贈与済み



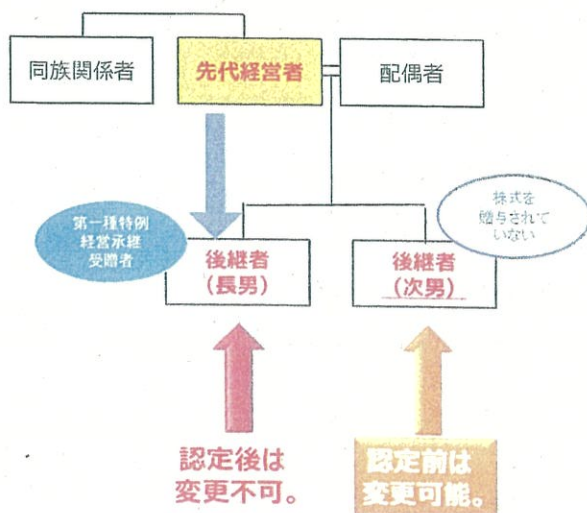
既に一般措置の適用を  
受けているため、  
認定できない

## 【特例】後継者の要件（チェックポイント⑤）

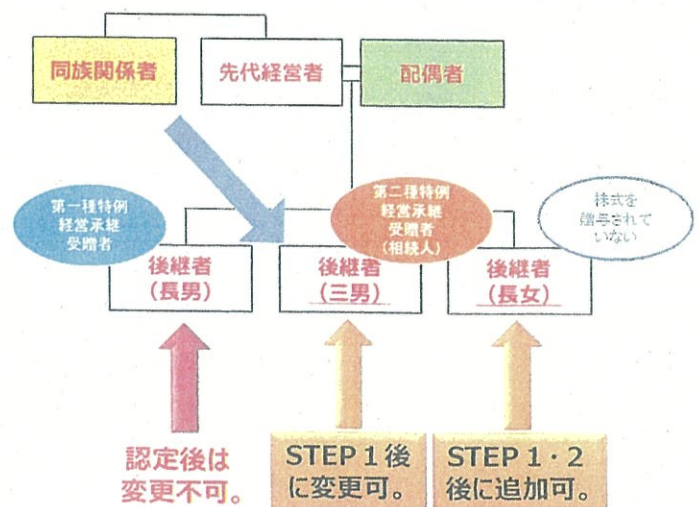
- 特例承継計画に記載された後継者であること。

⇒その特例後継者に係る認定後は、特例後継者を変更することはできないが、認定を受けていない後継者の変更や、追加は可能。

STEP 1



STEP 2



特例承継計画の変更申請が必要です。